

今の憲法をどう改正するか

権利・義務規定改正への視点

— 憲法第三章改正試案 —

駒沢大学教授 竹花光範

権利・義務規定改正への視点

目次

はじめに	4
一、立法技術的な問題点を正す改正	8
二、表現が不適切な箇所を改正	11
改正試案① 第十四条一項の「法の下での平等」を 「法の前の平等」に改める	13
改正試案② 第三十三条の「司法官憲」を 「裁判官」に改める	15
三、不備な社会権規定を補充する改正	18
改正試案③ 第二十四条に新たに第三項を設け、 「家庭の保護」に関する定めをおく	20

四、現行憲法に欠けている現代的な権利を盛り込む改正	22
改正試案④ 第二十一条二項を三項に移し、新たに	
「知る権利」に関する定めを二項としておく	24
五、多くの憲法に見られる義務規定を盛り込む改正	27
改正試案⑤ 第九十九条一項を二項に移し、新たに「憲法及び	
法律の遵守義務」に関する定めを一項としておく	29
六、権利濫用防止規定の内容を明確にする改正	33

はじめに

現憲法を「平和憲法」であるとか「民主憲法」であるとかいって礼讃する人達がいる。もちろん、欠陥をそのまま放置しておいた方が都合がよいといった政治的意図から、そのようなことをことさら声高にいう人もいるが、しかし、かなり多くの国民が、ひたすら素朴にそのように信じ込んでいることも事実のようである。恐らく、そのことが、成立以来、すでに四十五年の歳月が経過したというのに、その間、部分的にも一度も改正が行われていない理由の一つであろう。

ところで、政治的意図からする議論はおくとして、一般に、現憲法を「民主憲法」であるという場合、どうやらそれは、現憲法の採用している議会制民主主義をさしてというより、むしろ現憲法の人権規定が優れたものであるという思い込みの上に立っているようである。つまり、現憲法は、国民の人権を充分保障し

ているが故に、「民主憲法」だというわけである。

たしかに、現憲法の人権規定が優れたものであり、国民の権利や自由を保障するに欠くることなし、と胸を張っていえるような内容であるならば、少なくとも「国民の権利及び義務」を定めた第三章の欠陥ないし不備を理由として、改憲を主張することは説得力を失ってしまうであろう。

だが、果たして実態はどうなのか。実のところ、現憲法の人権規定は、若干の箇条（例えば、生存権規定）を除けば、十八世紀ないし十九世紀憲法のそれであるといっても過言ではない。自由権絶対的な色彩が濃い（例えば、第二十九条一項は「財産権は、これを侵してはならない。」と定め、近代初頭の財産権不可侵の思想に立っているかのようである）点や二十世紀憲法に特有な社会権規定が不備な点、さらには、最近確立されつつある新しい権利（例えば、プライバシーの権利や知る権利、さらには環境権）に関する規定が欠落している点等は否定できない

いところである。

また、一般に充実な保障がなされていると思われている自由権についても、条文の表現が適切でないものが相当あるし、その他、権利濫用防止規定や義務規定の不備も、諸外国の憲法と比較するとき目につくところである。

このように、客観的にみて、現憲法の人権規定は、少なからざる問題点を含んでいると言わざるを得ないのであるが、しからば、なぜ、大かたの国民の間で「民主憲法」といった評価がまかり通っているのであろうか。

案ずるに、それは、国民の多くが、憲法の内容を自ら検証し、その上で主体的に「民主憲法」だと評価しているわけではないからであろう。各種の世論調査の結果をみても、現憲法を「よく読んだ」、「一通り読んだ」という答えは、常に全体の二割にも達していない。このことは、結局、国民の八割以上が憲法の内容を知らないということであり、これでは、マスコミや一部の政党が繰り返し現憲法

を「民主憲法」だといえ、多くの国民がそのように信じてしまうのも無理はないということになる。憲法問題を論ずる際、我々は、こうした事実をよく頭に入れておく必要があるのではないかと思う。

虚像をもとにした憲法論議は、蔽に排されなければならぬ。現憲法の実像をしっかりとらえて、その上で冷静な論議を展開すべきであろう。

以下において、現憲法第三章について、どこに不都合があり、それをどう改めたら良いか、について指摘していくことにする。

ただし、いうまでもなく、現状では、改憲アレルギーが依然として強く、満足すべき改正を一度で実現することは困難である。そこで、今回も、問題点の指摘はほぼ網羅的に行っているが、具体的に改正試案を示すのは、改正の必要度や実現可能性といったことを念頭において、国民一般の理解を得やすい点を中心に、極めて限られた箇条（五カ条）にとどめていることをおことわりしておきたい。

一、立法技術的な問題点を正す改正

第三章で、まず気になるのは、立法技術的な問題点である。一読しただけでも感ずるのであるが、権利保障があまりに羅列的で、かつ、雑然としすぎてはいまいか。同じ基本的人権といっても、その性格によっておのずからいくつかのグループがあり、序列があるはずである。例えば、自由や権利を「内心の自由」、「表現の自由」、「政治的権利」、「経済的権利」、「社会的権利」、「司法的権利」などに整理統合し、その内容や性質に従って順次規定していくといったことが必要であろう。現在ののような場当たりの規定では、国民の人権についての理解にもマイナスだといわざるを得ない。

立法技術的な問題点をもう一つ挙げておく。現憲法は一つ一つの権利の規定の

仕方がまちまちで統一されておらず、「すべて国民は……権利を有する」といったり、「何人も……の自由を侵されない」といったり、「……することは国民の権利である」といったりしているのであるが、これでは、あまりにも不体裁ではないかということである。各条の主語を、「日本国民は……」に統一するぐらいのことは必要であろう。

以上、立法技術的な問題点のうち、とくに目につくものを二つ指摘したが、このような点で問題があるということは、現憲法が限られた時間内に相当急いで作られたことを示しているのではないかと思う。

ところで、もちろん、このような問題点を改めるにも、憲法改正の手続きを踏まなくてはならないわけである。すなわち、法内容には一切変更を加えないで、単に立法技術的な欠陥を正すというような改正もあり得ることである。^(註)恐らく、このような改正には何人といえども反対する理由はないであろう。このよ

うな改正にまで敢えて反対するというのであれば、それは、まさに、「為にする」反対だと言われても致し方ない。

(注) 第十二条では「・・・常に公共の福祉のために、これを利用する責任を負ふ」と旧仮名使いを用いている。「負ふ」を「負う」と新仮名使いに改めるといった改正も考えられるが、この場合も、もちろん改正手続き(第九十六条)を踏まなくてはならない。

二、表現が不適切な個所の改正

第三章には、表現が不適切なために解釈の如何によつては、とんでもないことになってしまう規定がかなりある。すべてを紹介する余裕はないので、代表的なものにとどめるが、まず平等権の原則的な規定である第十四条に大きな問題がある。

同条第一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」と規定している。一見、何の問題もないように読めてしまふが、実は「法の下に」という表現になつてゐるため、「法の適用の下における平等」しか意味しないという解釈も可能になってしまう。もしそんな解釈が行われると、「法の内容

はどうでもよい」ということになり、「法によりさえすれば」国民を差別することが認められるということにもなる。

現在は、自由民主主義の政党が政権をとっているため、このような不適切な表現でも問題は起こらないのであるが、将来、左か右の独裁主義的な政治勢力が政権をとったと仮定すると、政権の反対者に対しては、「政治的、経済的、社会的関係において」差別するような立法を行うこと(注こ)も憲法は認めているのだ、といった主張がまかり通るようなことにもなりかねない。そんなことのないようにするためには、「法の下に (under the law)」を、「法の前に (before the law)」に改める必要がある。「法の前に」であれば、法の定立にあたって、その内容そのものにおいても国民を差別してはならない、という意味が明白になるわけである（諸外国の憲法では例外なく「法の前に」となっている）。

改正試案① 現行第十四条一項を次のように改める。

第十四条一項 すべて国民は、法の前に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

表現の不適切な点をもう一つ挙げておきたい。現憲法第三十三条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない。」と定めてゐる。これは、いわゆる「令状主義」^(注三)を定めたものであるが、「司法官憲」という表現は問題である。このままで文理解釈されたら、大変なことになってしまう。

検察官や警察官も司法権の作用に関係する権限を有しているのであるから、その意味では「司法官憲」と呼ぶことができるわけであり、そうだとすると、現状では、検察官や警察官によって発せられる令状が認められるということにもなる。現在は、民主的な権限の下にあるので、右に述べた「法の下の平等」の場合と同様、問題は顕在化してこないが、これをそのまま放置しておいて、将来、非民主的な政権ができたとなると、検察官や警察官がみずから発する令状によって、任意に逮捕が行われるということにもなりかねない。公正な地位にある裁判官によって不当な逮捕を抑制するという趣旨を明確にするためには、「司法官憲」という表現を「裁判官」に改める必要がある。

改正試案② 現行第三十三条を次のように改める。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、
権限を有する裁判官が発し、且つ理由となっている犯罪を明示
する令状によらなければ、逮捕されない。

なお、右の点は、同様に「司法官憲」なる用語が用いられている第三十五条二
項（「捜査又は押収は、権限を有する司法官憲が発する格別の令状により、これを行
ふ。」）についてもいえるわけであり、できれば、同条も同時に改正が必要であ
ろう。

以上、表現が不適切なために、解釈の結果によっては権利保障がなされている
とは言い難い例を二つあげ、それぞれについて改正試案を示したのであるが、こ

のように見てくると、現憲法下の人権は、憲法そのものによって保障されているというより、むしろ、民主的な政権が続いているが故に保障されているという「綱渡りの」な側面があると言えるようである。^(注三)

(注一) この場合は、「信条」の違いを理由とするわけであろうが(例えば、反体制分子ということ)、第十四条一項のいう「信条」とは、単に宗教上の信仰簡条ということだけでなく、広く各人の人生観や世界観などをも含むと一般に解されている。

なお、「政治的、経済的または社会的関係において」とは、国家によって規制される国民の全生活分野にわたって、ということである。

(注二) 強制処分をするには、裁判所又は、裁判官の令状(強制処分を記載した裁判書)が必要であるとする主義のことである。強制処分の理由と必要性を

公正な第三者としての機関に審査させることにより、強制処分の濫用、人権侵害の防止を図ることを目的としていることはいうまでもない。

(注三) 民主的な解釈運用によって問題をクリアーしている点は他にもある。

例えば、第三十一条は「法律の定める手続」とあるだけで、「適正な」とか「正当な」といった言葉が入っていないため、単に刑事手続が法律によって定められていればそれでよい、といつ解釈ができないこともない。さらに、本条の場合、罪刑法定主義の原則を含んでいるかどうかはつきりしない点や、行政手続に適用されるかどうか明らかでない点も、問題であろう。

その他、第三十二条の場合も、単に、「裁判所において」とだけあるため、解釈上疑義の生ずる余地がある。やはり、「適法な(ないしは公正な)裁判所」において、「資格を有する裁判官」の裁判を受ける権利である、ことを明らかにする必要があろう。

三、不備な社会権規定を補充する改正

右にみたような問題点があるとはいえ、現憲法は、「自由権」についてはかなりの条文数をさいてそれなりの保障を行っている。しかしながら、「現代憲法」にとって不可欠な社会権規定については、はなはだ不備だと言わざるを得ない。現憲法が、しばしば前世紀的憲法だと批判されるのも、人権規定が、あまりにも自由権絶対的で、「二十世紀的基本権」ともいわれる社会権に関する規定が不備なことに、主として理由があるといえる。

現憲法も、一応、第二十五条で「生存権」や「国の社会保障義務」に関する規定をおくなど最小限度の規定を設けてはいる。だが、最近の諸外国の憲法では、「母子及び老人の保護」、「勤労の保護」、「女子及び年少者の労働の保護」、「家庭

の尊重及び保護」に関する規定をおいたり、さらには、「最低賃金制」、「男女同一賃金」、「年次有給休暇」などの原則についても、明文の規定をおく傾向にある。

もちろん、これらのすべてをただちに憲法に盛り込めというのではないが、例えば、「母子及び老人の保護」、「勤労の保護」、「家庭の保護」に関する規定などは必要ではないかと思う。なかならず「家庭の保護」に関する定めは、今日の世相から考えて最も緊急度が高い、といつてよからう。

現憲法には、婚姻や夫婦に関する規定はあるものの、社会生活の基礎単位としての「家庭^世」については、何らの定めもない。夫婦が家庭の中心であることは否定しないが、家庭は、他にその親や子をも含んで構成されるものであり、そのよ^うな家庭の生活が幸福で豊かであるよう、憲法上何らかの保障措置を講じておくべきであらう。

改正試案③ 現行第二十四条に新たに第三項を設け、次のような定めをおく。

第二十四条三項 国は、国民生活の基礎単位として、家庭を尊重し、及びこれを保護しなければならない。

このような規定を、まず憲法に置いて、その上で、国が何らかの具体的施策をなすことによつて、家庭（家族）が尊重されることになれば、今日の過度な自分本位の考え方も是正され、深刻化しつつある青少年の非行なども、ある程度防止することが可能になるのではないかと思う。

(注) アメリカの政治学者、R・M・マッキーバーは、「政府の起源は家庭である」と述べている。彼は、原初的社會單位である「家庭」に、政治の本質をな

す規則および統制がいち早く存在したと主張し、「家庭の存在は、性の規制、所有の規制、および年少者たちの規制を必要とする」という。そして、これら、「家庭」にみられる三つの主要な規制を考察すると、それが政治的政府にみられる規制の萌芽であることが判ると断じている。国家社会の健全な発展のためにも、「家庭の保護」の重要性は否定すべくもなからう。

四、現行憲法に欠けている 現代的な権利を盛り込む改正

従来あまり議論されていないことであるが、現憲法の権利規定の問題点の一つとして、最近確立されつつある新しい権利について、何らの明文規定も置かれていない、ということを挙げることができる。例えば、「プライバシーの権利」や「知る権利」、さらには「環境権」といった諸権利(注)については、もはや、憲法上の明記が必要ではあるまいか。

現在でも、解釈によって、これらの諸権利が、徐々に保障されるようになってきているが、「解釈」に頼っていたのでは限界がある。とりあえず、今回は、「知る権利」を採りあげようと思うが、現状では、同権利は、第二十一条の「表

現の自由」に関する規定から引き出されているにすぎない。これでは、あくまでも「自由権」としてのそれにとどまってしまい、「受け手」の側の「知る権利」が侵害されたということだけを理由にして、その権利主体であるところの国民が、原告として訴訟の場に登場するというようなことはほとんど不可能である。

ちなみに、「知る権利」とは、自由に情報を得て豊かな精神生活を営む権利であり、とくに、国や公共団体の有する情報の公開を求める「請求権」としての側面が重要視されるのである。「知る権利」を「請求権」としても明白に認めるためには、同権利を憲法上明記することが必要であろう。

改正試案④ 現行第二十一条二項を三項に移し、代わりに、新たに次のような規定を二項としておく。

第二十一条二項 日本国民は、国の安全及び公共の秩序並びに個人の尊厳を侵さない限り、一般に入手できる情報源から、情報を得ることを妨げられない権利を有する。

ところで、本権利については、それが濫用されるということになると、極めて由々しい事態を招来すると思われるので、通則規定たる第十二条、第十三条のいう「公共の福祉」による制約は当然のこととして、さらに、注意的に、「国の安全及び公共の秩序並びに個人の尊厳を侵さない限り、一般に入手できる情報源から」を入れることにした。^(注三)

憲法上、明文をもって「知る権利」を保障している諸国では、例外なく、「国家の安全」や「公序良俗」に反する場合などには、それが制限され得るものである

旨の定めを置いている。なお、「一般に入手できる情報源から」は、ドイツの「ボン基本法」の規定にならった。

(注一) いずれも新しい権利であるだけに、その具体的内容については、明確でない点もあるが、「プライバシーの権利」、「環境権」についても簡単な概念規定をすれば、次の如くである。

「プライバシーの権利」とは、私生活や私事を他人の侵害から守る権利である。社会的評価にかかわりなく、私事への侵害によって生ずる精神的苦痛を救済すること、及び真実であつても秘密にしておきたいものを保護するために、本権利の保障が必要とされる。

「環境権」とは、人間が健康で快適な生活を維持するために必要な、良い環境を求め、この環境を侵すことを許さない権利である。

(注二) こうした明文の歯止め措置を講じておけば、情報公開法の制定と同時に、機密保護法やスパイ防止法の制定なども容易となろう。

五、多くの憲法に見られる義務規定を 盛り込む改正

権利と義務が相関的な関係にあることはいうまでもない。社会を構成する人々が、権利のみを主張し、自らの義務を果たさないとするのは、社会は成り立たない。現憲法も第三章に、権利とともに国民の基本的な義務について定めを置いている。しかし、諸外国の憲法と比較して、義務規定があまりにも少ないということとは否定しがたい。現憲法には、個別的な義務としては、第二十六条の「教育の義務」、第二十七条の「勤労の義務」、第三十条の「納税の義務」の三つの義務(注こ)しか規定されておらず、世界でも最も義務規定の少ない憲法の一つだといつてよい。

とくに、多くの諸国にみられる「兵役の義務」や「憲法及び法律の遵守義務」が規定されていない点は目につくところである。「兵役の義務」などというと、よつてたかつて叩かれるのが今日の我が国の状況であるが、実は「兵役の義務」は、「納税の義務」とともに、世界でもっともポピュラーな義務であり、ほとんどの諸国の憲法が、国民の義務として定めているところである。^(注三)無論、何もただちに「兵役の義務」を定めるべきだ、などと言おうとしているのではないが、このようにいわば世界の常識を知っておくことも、憲法論議の上で必要ではないかと思ふ。

さて、それでは、どのような義務規定を加えるべきかという点、やはり、「憲法及び法律の遵守義務」ぐらいは最少限必要であろう。もちろん、この義務は、憲法に明記があろうがなかろうが、国民たる地位に付随する最も基本的な義務の一つである。しかし、明記がないと、平然と国法秩序を無視するような人間が出て

こないとも限らない。そのようなことを防止する意味でも、憲法上の明記が必要だといふことになる。(注三)

改正試案⑤ 現行第九十九条一項を二項に移し、新たに一項として次のような定めをおく。

第九十九条一項 日本国民は、この憲法及び法律を誠実に遵守する義務を負う。

その他、できうれば、諸外国の憲法に多く見られる「国家防衛の義務」や「公共財産の愛護防衛義務」、「自然や文化財の保護義務」なども、盛り込むことを考

えてみるべきであらう。(百五)

国民の一人一人が、憲法と法律を守り、外国の侵略に対して祖国を防衛し、そして、社会の共有物である公共財産や文化財、さらには、自然を大切にす。一方、国家は、国民に対し諸々の自由や権利を保障し、国民生活の守護につとめる。これこそが、我々が目指すべき福祉国家の姿ではないかと思う。

ちなみに、自由権絶対の時代には、義務は権利制約的な性格を有していたのであるが、社会権の出現によって、国家をして、同権利をより一層確実に保障せしめるためにも、国民は、国家社会に対して必要な義務を果たすべきである、という考え方が生まれてくることになった。

その意味において、社会権に対応する義務は、権利助長的な性格を有しているといわれる。つまり、現代においては、社会権を助長する意味からも、国民は国家に対して一定の義務を果たさなければならない、ということである。

(注一) その他、「通則的・個別的義務」とでもいうべきものとして、第十二条が、自由及び権利を不断の努力によつて保持する責務と、自由及び権利を濫用することなく、公共の福祉のために利用する責務とを規定している。

(注二) 例えば、永世中立国のスイスでさえ、第十八条で、「いずれのスイス人も兵役の義務を負う。」と定めている。その他、我が国と同様の敗戦国であるドイツ、イタリアでも、兵役は憲法上の義務となっており、とくにイタリアでは、第五十二条で、「祖国の防衛は、市民の神聖な義務である。兵役は法律の定める制限および態様において義務的である・・・」と定め、「祖国の防衛」を市民の「神聖な義務」とまでしている。

(注三) 諸外国の立法例として、イタリア憲法第五十四条を挙げておきたい。同条は次のようにいう。「すべての市民は、共和国に忠誠であり、ならびにその

憲法および法律を遵守する義務を有する。」と。

(注四) 最近では、投票の義務や、国家の精神的・物質的發展に寄与する義務を定めたり、所有権には義務が伴う旨の定めをおく憲法も多い。

六、権利濫用防止規定の内容を 明確にする改正

現憲法第十二条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」とあり、第十三条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とある。これら両条を、基本的人権のすべてにかかる通則規定とみるならば、両条によって、「公共の福祉」に反する場合には、各権利は、その行使の仕方に対し、立法により一定の制限が課される

ということになる。

しかし、中には、これら兩条を通則規定とみない者もあり、また通則規定とみた場合にも、解釈上かなり幅がある「公共の福祉」^(注)といった表現が用いられているために、ややもすると権利の限界があいまいとなり、その結果、あたかも権利や自由が無制約であるかのような誤解を、生ぜしめてしまっているようである。

人間が、社会を構成し、共同生活を営んでいく以上、たとえ、それらが「生まれながら」に有している権利であっても無制約のはずはない。いかなる理由があろうとも、権利そのものを奪い取ってしまうことは許されないが、その権利の行使の方法に一定の制限が加えられるということは当然であろう。他人の権利や自由を侵害することは認められないし、社会全体の利益や道徳、さらには、公の秩序などに反する場合にも、制限が加えられてしかるべきであろう。

ただ、もちろん、人権の制限であるから、どのような場合に、いかなる方法で、

制限するののかといったことは、憲法で明記しておかなくてはならない。諸外国の憲法を見ると、他人の権利を侵す場合や、社会の利益、さらには、公序良俗に反する場合には、法律で制限できる旨の定めを置いているものが多いようである。(注二)

この場合、人権の章の冒頭に、明白な通則規定として、そのような趣旨の規定を置いてある憲法もあれば、中には、各権利ごとに、制限の可能性を明示する文言を置く、というやり方をしてある憲法もある。どちらの方法でもよからうが、とにかく、権利が無制約であるかのような誤解を生じさせる余地だけは、なくしておく必要がある。その意味においても、第十二条及び第十三条の手直しは不可避である。

なお、権利の濫用防止については、非常事態下における権利制限や、その他、公務員に対する特別の規定を置くことも一考の余地がある。特に公務員は、現憲法も明記しているように、「(注三)全体の奉仕者」なのであるから、その立場におい

て、人権について一定の制約を受けることは当然であるし、また、一般国民には課されない特別の義務が課されることがあつてもしかるべきである。

以上、権利の濫用防止について必要な規定が置かれることになれば、今日の個人本位の考え方も是正されることになり、快適な住みやすい社会を生み出すことが、可能になるのではないかと思う。

(注一) 「公共の福祉」については、国際的にも、とくに、英米とフランスの間にその範囲をめぐつて考え方の違いがある（「世界人権宣言」の採択にあつて議論となつたことはよく知られている）。国民全体の利益（公共の利益、一般の利益、社会の利益）がその中に含まれることについては異論はないが、「道徳」並びに「公の秩序」については、英米では含まれるとされ、フランスでは含まれないとされている。日本国憲法が英米系の憲法であるとするならば、

英米流に、第十二条、第十三条のいう「公共の福祉」には、「道徳」と「公の秩序」まで含まれると解すべきであろう。

(注二) 世界人権宣言(一九四八年十二月、第三回国連総会で採択)第二十九条二項は次のように定めている。「各人は権利の行使と自由の享有に当たって、他人の権利及び自由の承認と尊重を確保し、民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満足させることを、唯一の目的とする法律によつて定められた制限にのみ服せしめられる。」と。

(注三) 日本国憲法第十五条二項は次のようにいう。「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と。これは、公務員は公共の利益に奉仕しなければならないものであること、及び、一党一派の奉仕者ではなく、国民全体の奉仕者として政治的に中立でなければならぬ、ことを要求したものである。

◎ 本書の発行所、自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議では、昔から憲法学者の協力を得て、議員・学者・民間の三者合同の「自主憲法研究会」を毎月開催しております。この研究会で毎年テーマを決め、年に四〜五カ条の改憲案を作り国民大会で発表してきております。左掲は、近年刊行した冊子。

- 現憲法のどこを、どう改めるか―二五項目の改正草案（一九八三年） 五三〇円
- 今の憲法はなぜ改正されなければならないのでしょうか（一九八六年） 三〇〇円
- 憲法改正に対する私の考え 元参議院議長長木村睦男著（一九八七年） 五〇〇円
- 今の憲法をどう改正するか（四つの改正案発表）（一九八八年） 五〇〇円
- 政治改革のための改憲案を提言する（四改正案発表）（一九九〇年） 六〇〇円
- 国会改革のための改憲案（五改正案発表）（一九九一年） 三〇〇円
- 独立国の体裁をなしていない日本国憲法（四改正案）（一九九一年） 六〇〇円
- 憲法改正入門 清原淳平著（四改正案と憲法年表）（一九九二年） 九八〇円

各郵送料別



■ 著者紹介

竹花光範（たけはなみつのり）

長野県出身、昭和十八年生まれ。昭和四十五年早稲田大学大学院政治学研究科修士課程終了。社団法人民主主義研究会研究員となる。

その後、駒沢大学法学部助教授を経て同大学教授。憲法、比較憲法専攻。

主たる著書、『憲法改正の法理と手続』『現代の憲法問題と改正論』『中国憲法論序説』などがある。論文多数。

入会のお誘い

当会では、「憲法を改めて、時代を刷新しよう」(憲法改正・自主憲法制定)という、この国家的・国民的な大事業に御賛同下さり、この運動に協力しようという志ある個人または団体の参加を求めています。

いま、規約の主なものをおげますと、
一、(目的) 本会は、現行日本国憲法を再検討し、我が国にふさわしい憲法を実現することを目的とする。

一、(事業) 1、憲法問題の調査研究

- 2、憲法改正案ならびに自主憲法草案の作成
 - 3、啓蒙・普及・実践など国民運動の展開
- 個人会費 年額一口三千円 賛助三口以上
○団体会費 年額一口一万円 賛助三口以上
○多額納入者・寄付者は、維持会員の特典有

なお、支部設立希望者もお申し出下さい。

当団体は、同じく木村陸男(元参議院議長)会長の自主憲法期成議員同盟と連動しておりますだけに、入会審査があり、また不当な行為があるときは退会頂くことがあります。
▽入会申し込み先

〒100千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館一階

自主憲法制定国民会議 宛

郵便振替 東京6―0222879番

銀行振込 大和銀行衆議院支店

0270097番

☆会費・寄付金などの払い込みは、事故防止のため、必ず右記の本部口座宛にお願いいたします。

電話(03)3581―5111(衆議院)

内線3866又は3869

平成四年五月三月初版第一刷発行

権利・義務規定改正への視点

——憲法第三章改正試案——

著者 竹花光範（駒沢大学教授）

発行所 千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館内

自主憲法期成議員同盟

自主憲法制定国民会議

清原淳平（事務局長）

電話（〇三）三五八一―五一二一

（内線）三八六六

振替 東京7―077100番

自主憲法期成議員同盟

定価 五百円 郵送料 七十二円

権利・義務規定改正への視点

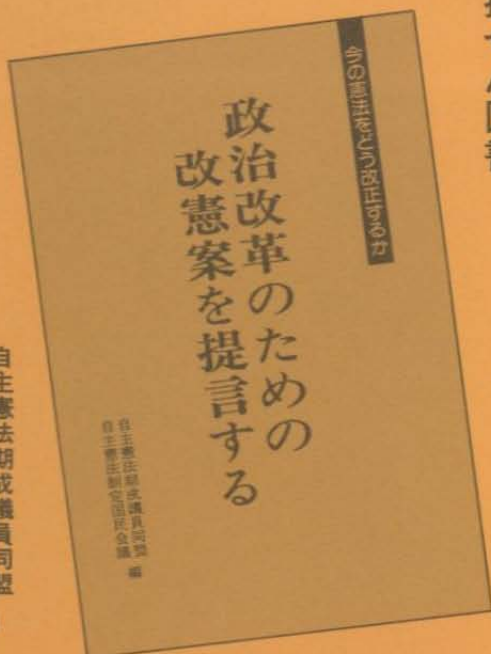
駒沢大学教授 竹花光範著

自主憲法期成議員同盟

発行
自主憲法制定国民会議

¥500
送料¥72

推せん図書



自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

●本書は、国会議員・憲法学者・民間有志三者合同の「自主憲法研究会」が、『政治改革』に焦点をしばった改憲案をまとめたものです。たくさんある問題点の中から、外国の例なども参考にしつつ、政治倫理に関する規定三カ条と、国会に両院合同会議を置く規定一カ条の、計四カ条を新設することを提唱した、まさに画期的なもので、具体的な改正案文とともに、分かりやすい解説がしております。(全書判・定価六百元・送料七十二円)
ご購入の方は当事務局までお申し込み下さい。